

答 申 第 3 号
平成30年3月1日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第3項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成28年7月8日付け芦総課第1571-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「芦屋市長が平成25年2月20日付けで固定資産評価審査委員会あてに同24
年6月に提出済みの弁明書に関する修正文書を同委員会へ送付したとする文書に係る
次の記録, 1 課税課での本件ミスの発生原因及びその経過, 2 ミスの訂正が8ヶ
月も遅延した理由及びその原因の発生からその訂正までの経緯の記録」についてなさ
れた平成28年5月17日付け公文書不存在決定処分に対する審査請求に関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市長が平成25年2月20日付けで固定資産評価審査委員会あてに同24年6月に提出済みの弁明書に関する修正文書を同委員会へ送付したとする文書に係る次の記録, 1 課税課での本件ミスの発生原因及びその経過, 2 ミスの訂正が8ヶ月も遅延した理由及びその原因の発生からその訂正までの経緯の記録の公文書公開請求について, 課税課(以下「実施機関」という。)が平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったことは妥当である。

第2 公開請求に対する決定の経緯

審査請求人が, 平成28年4月28日付けで芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)第6条の規定に基づき, 芦屋市長が平成25年2月20日付けで固定資産評価審査委員会あてに同24年6月に提出済みの弁明書に関する修正文書を同委員会へ送付したとする文書に係る次の記録, 1 課税課での本件ミスの発生原因及びその経過, 2 ミスの訂正が8ヶ月も遅延した理由及びその原因の発生からその訂正までの経緯の記録の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行ったところ, 実施機関は, 公文書不存在決定処分を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は, 実施機関が行った本件処分を不服として, 平成28年6月28日付けで処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は, 次のように要約される。

- (1) 基本数値を誤った弁明書は上司の決裁を経て平成24年6月に届いていること。
- (2) 平成24年6月に数値を誤った弁明書を送付してから平成25年2月まで何度か弁明書が届いており, 修正の機会があったにもかかわらず誤りを修正しなかった理由と経緯を明らかにすべきである。
- (3) 芦屋市長は, 根幹をなす数値のミスが発生した原因を当然に確認し, 決裁を行い, 文書を発送している。故にその発生原因と修正までの経緯を記載した文書が存在するのが当然である。

(4) 芦屋市長は数値の誤りを「修正」としているが、「訂正」とすべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において主張している内容は、次のとおりである。

審査請求人は審査請求の理由において、「平成25年2月20日付けで芦屋市固定資産評価審査委員会に平成24年6月提出済みの弁明書に関して基本数値にミスがあったとした修正文書に係る決裁文書の情報開示を求めている」と主張しているが、同文書については本件請求より前に行われた2度の公文書公開請求において公開しており、公開文書の対象を限定して行われた本件請求の対象となる文書は存在しない。

審査請求の理由(3)において、「発生原因と修正までの経過を記載した文書が存在するのが当然である」とされているが、本件請求に係る事案は弁明書を提出し、8ヶ月経過後、担当者が弁明書を見返した際に、偶然単純な数字の誤植を発見したことにより後から文書の修正を行ったものであり、以前に公開した「芦総課第4345号 平成24年芦固審第7号事案(〇〇〇〇分)に係る固定資産評価審査申出書に対する弁明書(第1回目)の修正について」以外に文書は存在しない。

その他の審査請求の理由については、本件処分とは直接関係がないため、特に弁明はない。

第5 審査会の判断

実施機関は弁明書及び意見陳述において、弁明書の修正は、弁明書提出から8ヶ月経過後に数字の誤植を偶然発見したことにより行ったものであるため、本件請求より前に行われた公開請求の際に公開した「芦総課第4345号 平成24年芦固審第7号事案(〇〇〇〇分)に係る固定資産評価審査申出書に対する弁明書(第1回目)の修正について」以外に文書は存在せず、「1 課税課での本件ミスの発生原因及びその経過」及び「2 ミスの訂正が8ヶ月も遅延した理由及びその原因の発生からその訂正までの経緯の記録」は作成していないと主張している。

本件弁明書の修正は、数値の誤植を担当者が偶然発見した際に行ったものであるため上記の文書を作成していないという実施機関の主張には、特に不自然な点は認められない。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年7月8日	諮問書の受理
平成28年10月17日	第1回審議
平成28年11月15日	第2回審議
平成28年12月15日	第3回審議
平成29年1月23日	実施機関の意見陳述 第4回審議
平成29年2月16日	第5回審議
平成29年3月29日	第6回審議
平成29年5月11日	第7回審議
平成29年6月28日	第8回審議
平成29年7月19日	第9回審議
平成29年8月23日	第10回審議
平成29年11月1日	審査請求人の意見陳述 第10回審議
平成30年1月17日	第11回審議
平成30年2月7日	第12回審議
平成30年3月1日	第13回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	